

2019. 12. 6. №1391 **静岡県漁業協同組合連合会** ☎054-254-6011 Fax054-253-9343 編集・発行=指導部漁業振興課 URL:http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/

1. 創立 70 周年を祝う記念式典を開催 ―

― 県漁連・県信漁連 ―

本会と県信漁連は、11月29日(金)クーポール会館(静岡市)にて、創立70周年記念式 典を県内の漁協組合長や水産関係団体等68名を招き開催しました。

式典は、主催者を代表して薮田国之本会会長から「水産資源や環境問題をはじめ、いまだ解決すべき難題は山積している。新たなJFグループの運動方針のもと、英知を結集し、この難局を乗り越えていきたい」との挨拶のあと、来賓として、難波喬司 県副知事は、「今年3月に制定された静岡県水産振興条例に基づき、すべての漁業種類や水産関連産業、漁村地域の振興発展に全力で取り組んでいきたい」、千代康治 農林中金名古屋支店長は「東日本ブロックの広域信漁連構想が進んでいる。2021年4月を目標に全力でサポートしていきたい」、岸宏JF全漁連会長からは「水産政策の改革において、将来に向かって漁業者が頑張ればできるような仕組を創ることが我々の責務である。漁業者自らが自己改革しながら浜の未来を切り開けるよう努めていきたい」旨の祝辞をいただきました。

続いて、中平和典 J F 全漁連専務より「J F グループの新たな運動方針について」をテーマに記念講演が行われ、現行の運動方針($2015\sim2019$ 年度)を振り返るとともに、次期運動方針($2020\sim2024$ 年度)について経緯や概要等の説明がありました。

2. 2019 年度 県知事表彰、県農林水産業功労者表彰 ― 静 岡 県 ―

11月3日(日)県庁において、静岡県知事表彰の受賞式が執り行われました。

県の最高位の表彰である知事表彰は、本年度は個人41人と9団体が表彰され、水産関係では白石嘉男氏(静岡うなぎ漁協長)が産業開発振興功労部門において、養鰻業の発展に尽力するなど、地域産業の振興に寄与した功績が認められ受賞されました。

また、県と農林水産業の関係団体で組織する県農林水産業振興会(会長:川勝県知事)は、 11月5日(火)県庁において県農林水産業功労者表彰式を行い、水産業部門3人の受賞者の うち、漁業関係では大川隆夫氏(静浦漁協長)が本県水産業の振興発展に貢献した功績が認 められ受賞しました。

ここに、白石様、大川様に心よりお喜び申し上げ、今後一層のご活躍を期待いたします。

3. JF全国代表者集会が開催される

― JFグループ ―

JF全漁連は、11月22日(金)砂防会館(東京)において、全国のJF代表者を中心に約1,000人(本県からは18名が参加)が一堂に会しJF全国代表者集会を開催しました。

集会では、主催者を代表して岸宏JF全漁連会長が挨拶のあと、安倍晋三内閣総理大臣、

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

江藤 拓農林水産大臣、鈴木俊一自民党総務会長、中家 徹JA全中会長による来賓の挨拶、 中平和典IF全漁連専務による運動方針の提案などが行われました。

新運動方針は、中村清作 J F 全国漁青連副会長が運動方針(案)の採択を提案し、来年から5年間(2020~2024年度)「水産業の成長産業化に向けた改革の実践~ J F グループが漁業者とともに自ら拓く浜の未来~」をスローガンに、①漁業者自らが進める浜の構造改革、②浜の改革を支える J F グループの改革、③新たな制度等への的確な対応(水産政策改革等)、④地域社会・地域漁業への貢献について満場の拍手で採択されました。

続いて、坂本雅信JF全漁連副会長が特別決議(案)「JFグループは、漁業者とともに 自らの役割と使命を再確認し、水産業の成長産業化に向けた浜の構造改革をさらに押し進 め、組織の総力をあげて取り組んでいく」旨を朗読し、満場一致で採択され閉会となりまし た。

4. 台風第 19 号等による水産関係被害の支援対策を公表 ― 農林水産省 ―

農林水産省は、10月25日・11月7日に「令和元年度8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号による農林水産関係被害への支援対策について」公表しました。

本県においても、台風 15 号 (9 月 9 日に千葉県に上陸)及び台風 19 号 (10 月 12 日に静岡県に上陸)により、高波による堤防や漁協施設(市場・冷蔵施設など)の破損、高潮の影響による製氷機、フォークリフト、ベルトコンベヤー・自動選別機などの浸水被害がありました。

漁業者・漁協の経営再開に向けた支援には、①被災した共同利用施設の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等、②流通に必要な代替機器の整備・リース導入、③漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、他の産地市場への水産物輸送に要する経費の助成などがありますので活用して下さい。

今回の台風により、会員漁協並びに所属組合員の皆様に被害が発生しておりますことに対し、心よりお見舞いを申し上げます。

5. 漁船用燃料油 (A重油) の規格が改定される ― 本会購買部 ―

2020年1月1日出荷分から漁船用A重油の品質について、「全漁連漁船用燃料油規格」が現行の硫黄分1.0%以下から0.5%以下に改定されます。

今回の改定は、2016年に開催されたIMO(国際海事機関)における海洋汚染防止条約の改正により、船舶用燃料油中の硫黄分濃度規制基準が、2020年1月1日より現状の3.5%以下から0.5%以下に強化されることを受け実施されるものです。

本会では、漁船の安全性を確保するため、引き続き石油製品の品質確保と安定供給に努めて参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう